

日本行政学会事務局幹事の設置に関する内規

平成 23 年 12 月 3 日理事会決定

1. 日本行政学会事務局に幹事を若干名置くことができる
2. 幹事の選任は、日本行政学会会員の中から、事務局担当理事の推薦に基づき、理事長が任命する。